

処遇改善特例事業活用を



岩手県学童保育連絡協議会
〒020-0122
盛岡市みたけ3-38-20
岩手県青少年会館内
Tel・Fax 019-681-0651

政府は昨年11月、経済対策として今年2月から看護、介護、保育などの現場で働く人の賃上げを閣議決定しました。その後、放課後児童支援員も賃上げの対象となること公示され、年末に各都道府県あてに「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」(以下、特例事業)の実施要綱を示しました。特例事業の実施には、各市町村での予算化、議会での議決が必要になります。県内の市町村では2月実施に向け、議会への準備と並行して、各学童保育クラブに事務連絡を出しているところもあります。

岩手県学童保育連絡協議会は県下全市町村、すべての学童保育クラブに特例事業の実施を呼びかけます。現時点で市町村から連絡がない場合は、市町村と情報共有し、事業実施を呼びかけましょう。

放課後児童支援員の賃金については、すでに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」と「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されています。今回の特例事業はこれらの事業とは独立しており、既存事業を行っていかなくても実施できます。

政府は賃上げ額については3%程度、9,000円としていましたが、実際には社会保険料等を含めて上限11,000円の制度設計になっています。対象者は放課後児童支援員のほか、事務職員や補助員、非常勤職員や公立のクラブの職員も対象です。

放課後児童支援員等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算：109億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算案：1,748億円の内数

1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※ 令和3年度補正予算(国10/10)により令和4年2月から9月の間子ども・子育て支援交付金とは別の補助金(国10/10)で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)。

2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員(非常勤職員や公立の職員も含む。)

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額(月額)×賃金改善対象者数(非常勤は常勤換算)×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

3. 実施要件

- 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施。
 - ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
 - ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

実施要件として①原則として令和4年2月から賃上げを実施すること(3月末までの一時金でも可)②補助額は賃上げとそれに伴う社会保険料などの事業主負担分に充てること③賃上げ額の3分の2は基本給か毎月支払われる手当として支払うこと④現在の賃金水準を下げないこと⑤令和4年10月以降も賃上げを維持することなどが示されています。開設日数や開所

時間など運営に関する要件はなく、学童保育クラブ側の財政負担も生じません。

特例事業の補助率は、令和4年2月から9月分までは国10/10。令和4年10月以降は、子ども子育て交付金(令和4年度予算)の中で、国1/3、県1/3、市町村1/3となります。

◇ ◇

昨年3月の全国学校一斉休業の際に県連協が行ったアンケートでは、半数以上のクラブが「職員の確保が困難だった」と回答しています。指導員確保は重要かつ差し迫った課題です。

特例事業の実施は指導員確保に向けての大きな一歩となるだけでなく、学童保育の質の向上にもつながります。指導員が安心して長く働ける環境は、子ども一人ひとりと安定した関係を築くことの前提となるものです。子どもたちの学童保育での生活がより良いものとなるよう、特例事業を活用していきましょう。

市町村に特例事業の要請書を送付

県連協では、1月24日付で、県内各市町村に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の活用を求める要望書を送付しました。

要望内容(抜粋)は以下のとおり。

「処遇改善臨時特例事業の活用で指導員の処遇改善を求める要望書」

12月23日に厚生労働省は「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を发出、学童保育職員も保育士や幼稚園教諭と同様、収入の3%程度(月額9,000円・上限11,000円)の引き上げを明示したところです。少子化が進む中、学童保育は共働き、ひとり親家庭等にとって必要不可欠な事業となっています。

その一方で指導員不足は深刻な問題となつていきます。ぜひ貴市(町村)におかれましては「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を活用し、指導員の処遇改善を実現していただきますよう、そのためにも国への交付申請と議会への提案をいただきますよう、心より要望いたします。